

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第48回 租税法研究会



～消費税の不課税取引・事業者を仮装した場合の重加算税賦課要件～

今回は、2つの消費税を巡る事例を取り上げましょう。1つ目は、会員制リゾートクラブが収受した金員に対する消費税課税の問題です。この事例を素材として、不課税取引の理解を深めたいと思います。

2つ目の事案は、会社の従業員が、会社の代表者の指示に従い、消費税法上の事業者を装って消費税の還付申告をした場合、かかる隠ぺい又は仮装行為について、重加算税が賦課されるか否かが争点となった事例を取り上げます。国税通則法 68 条 1 項にいう重加算税賦課には、「納税者が」という要件の充足が必要であると解されていますが、このような事例において、重加算税は賦課されるのでしょうか。重加算税の構成要件についての理解を深めたいと思います。

◆日時：2016年4月9日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー貸会議室 湯島御徒町

(文京区湯島3-35-9 湯島白川ビル3F/地下鉄千代田線湯島駅4番出口徒歩3分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集
(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

【内容】

- 会員制リゾートクラブが入会時に収受した金員のうち、預託金として返還する部分を除いた部分は不課税取引に該当するとされた事例—東京地裁平成 26 年 2 月 18 日判決—
 - 消費税の事業者を仮装して還付申告を行ったことにつき国税通則法 68 条 1 項の「納税者」に該当するとして重加算税賦課が適法とされた事例—大阪高裁平成 16 年 9 月 29 日判決—
- その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処すべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年 8 回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年 3 回開催)
- ★毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

- ★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。
- (DVD 会員：初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円、YouTube 会員：初回登録料 1 万円、月会費 1 万円)

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HP をご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号

【次回のご案内】

ファルクラム第 49 租税法研究会

◆日時：6/18(土) 13:30～16:00

◆会場：ハロー貸会議室 湯島御徒町

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみの記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail		お試し参加希望 <input type="checkbox"/> (√チェック)	
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：jimu@ful-crum.info) 042-806-9843 (9～17 時) 土日祝除く



お申込みFAX番号：042-806-9844 (随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>